

第6章 防災関係機関の業務大綱

第1節 実施責任及び業務の大綱

1. 行橋市

《実施責任》

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

1.1 行橋市

○災害予防

- ・ 防災会議に係る事務に関する事。
- ・ 災害対策本部等の防災対策組織の整備に関する事。
- ・ 防災施設の整備に関する事。
- ・ 防災に係る教育、訓練に関する事。
- ・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- ・ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事。
- ・ 給水体制の整備に関する事。
- ・ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- ・ 災害危険区域の把握に関する事。
- ・ 各種災害予防事業の推進に関する事。
- ・ 防災知識の普及に関する事。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保に関する事。
- ・ 企業等の防災対策の促進に関する事。
- ・ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事。
- ・ 帰宅困難者対策の推進に関する事。
- ・ 防災行政無線など情報通信の施設整備などに関する事。
- ・ 災害警戒避難体制等の整備に関する事。
- ・ 保健衛生・防疫体制の整備に関する事。

○災害応急対策

- ・ 災害対策本部等の防災対策組織の運用に関する事。
- ・ 水防、消防等応急対策に関する事。
- ・ 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査に関する事。
- ・ 避難の準備・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
- ・ 災害時における文教、保健衛生に関する事。
- ・ 災害広報に関する事。

- ・被災者の救難・救助その他の保護に関すること。
- ・復旧資機材の確保に関すること。
- ・災害対策要員の確保・動員に関すること。
- ・災害時における交通・輸送の確保に関すること。
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること。
- ・災害ボランティアの活動支援に関すること。
- ・市所管施設の被災状況調査に関すること。
- ・自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- ・災害救助法等の運用に関すること。
- ・災害時における相互応援協定、民間事業所との応援協定締結に基づいた応援要請に関すること。
- ・医療救護活動に関すること。
- ・給水・食糧・生活必需品の確保に関すること。

○災害復旧

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること。
- ・市民税等公的徴収金の猶予・減免措置に関すること。
- ・り災証明の発行に関すること。
- ・義援金の受領・保管及び配分に関すること。
- ・災害復興計画に関すること。
- ・災害時に発生した災害廃棄物の処理に関すること。

1.2 行橋市消防本部

○災害予防

- ・消防施設、消防体制に関すること。
- ・救助及び救援施設体制に関すること。
- ・危険物等施設の実態把握と防護の指導監督及び立入検査に関すること。
- ・災害危険箇所や危険区域の把握に関すること。
- ・消防知識の啓発・普及に関すること。
- ・応急手当知識の啓発・普及に関すること。

○災害復旧

- ・火災発生時の消火活動に関すること。
- ・水防活動の協力・援助に関すること。
- ・被災者の救助・救援及び連絡活動に関すること。
- ・被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- ・災害時の避難・誘導に関すること。

2. 福岡県

《実施責任》

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

《処理すべき事務または業務の大綱》

○災害予防

- ・ 防災会議に係る事務に関すること。
- ・ 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- ・ 防災施設の整備に関すること。
- ・ 防災に係る教育・訓練に関すること。
- ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 防災に必要な資機材等の整備・備蓄に関すること。
- ・ 生活必需品や応急食糧等の備蓄に関すること。
- ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導・助言及び立入り検査に関すること。
- ・ 地下街等の保安確保に必要な指導・助言に関すること。
- ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
- ・ 防災知識の普及に関すること。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保に関すること。
- ・ 緊急消防援助隊調整本部に関すること。
- ・ 企業等の防災対策の促進に関すること。
- ・ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること。
- ・ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること。
- ・ 帰宅困難者対策の推進に関すること。

○災害応急対策

- ・ 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること。
- ・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
- ・ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
- ・ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。
- ・ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示・調整に関すること。
- ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。
- ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
- ・ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

- ・ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること。
- ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援・調整に関すること。
- ・ 災害ボランティアの活動支援に関すること。
- ・ 県が所管する施設の被災状況調査に関すること。

○災害復旧

- ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- ・ 物価の安定に関すること。
- ・ 義援金品の受領・配分に関すること。
- ・ 災害復旧資材の確保に関すること。
- ・ 災害融資等に関すること。

3. 福岡県警察本部（行橋警察署）

《処理すべき事務または業務の大綱》

○災害予防

- ・ 災害警備計画に関すること。
- ・ 警察通信確保に関すること。
- ・ 関係機関との連絡協調に関すること。
- ・ 災害装備資機材の整備に関すること。
- ・ 危険物等の保安確保に必要な指導・助言に関すること。
- ・ 地下街等の保安確保に必要な指導・助言に関すること。
- ・ 防災知識の普及に関すること。

○災害応急対策

- ・ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・ 被害実態の把握に関すること。
- ・ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。
- ・ 行方不明者の調査に関すること。
- ・ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示・誘導に関すること。
- ・ 不法事案等の予防及び取締りに関すること。
- ・ 被災地や避難所、重要施設等の警戒に関すること。
- ・ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。
- ・ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。
- ・ 広報活動に関すること。
- ・ 死体の見分・検視に関すること。

4. 指定地方行政機関

《実施責任》

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

《処理すべき事務または業務の大綱》

4.1 九州管区警察局

○災害応急対策

- ・ 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事
- ・ 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- ・ 他の管区警察局との連携に関する事
- ・ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- ・ 警察通信の運用に関する事
- ・ 津波警報・注意報の伝達に関する事

4.2 福岡財務支局

○災害応急対策

- ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事
- ・ 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

○災害復旧

- ・ 地方公共団体に対する災害融資に関する事
- ・ 災害復旧事業の査定立会い等に関する事

4.3 九州厚生局

- ・ 災害状況の情報収集や通報に関する事
- ・ 関係職員の現地派遣に関する事
- ・ 関係機関との連絡調整に関する事

4.4 九州農政局

○災害予防

- ・ 米穀の備蓄に関する事
- ・ 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- ・ 農地保全施設の管理体制の強化・指導に関する事

○災害応急対策

- ・ 応急用食糧の調達・供給に関する事
- ・ 農業関係被害の調査・報告に関する事
- ・ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
- ・ 種子及び飼料の調達・供給に関する事

○災害復旧

- ・ 被害農業者等に対する融資等に関する事
- ・ 農地や施設の復旧対策の指導に関する事
- ・ 農地や施設の復旧事業費の査定に関する事
- ・ 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- ・ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- ・ 技術者の応援派遣等に関する事

4.5 九州農政局北九州地域センター

○災害応急対策

- ・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること。

4.6 九州森林管理局（福岡森林管理署）

○災害予防

- ・国有保安林・治山施設の整備に関すること。
- ・林野火災予防体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・林野火災対策の実施に関すること。
- ・災害対策用材の供給に関すること。

○災害復旧

- ・復旧対策用材の供給に関すること。

4.7 九州経済産業局

○災害予防

- ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。

○災害応急対策

- ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。
- ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。
- ・電気、ガス、石油製品等の円滑な供給確保に関すること。

○災害復旧

- ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること。
- ・被災中小企業の復旧資金の確保・あっせんに関すること。

4.8 九州産業保安監督部

○災害予防

- ・鉱山の保安に関する監督指導に関すること。
- ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること。

○災害応急対策

- ・鉱山における応急対策の監督指導に関すること。
- ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること。

4.9 九州運輸局（福岡運輸支局）

○災害予防

- ・交通施設及び設備の整備に関すること。
- ・宿泊施設等の防災設備に関すること。

○災害応急対策

- ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。
- ・災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること。
- ・災害時における輸送機関等の広報・宣伝指導に関すること。
- ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調節に関すること。
- ・緊急輸送命令に関すること

4.10 大阪航空局（北九州空港事務所）

○災害予防

- ・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。
- ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。
- ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。

4.11 第七管区海上保安本部（門司海上保安部、苅田海上保安署）

○災害予防

- ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。
- ・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること。

○災害応急対策

- ・避難の援助及び勸告並びに警報等の伝達に関すること。
- ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること。
- ・人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。
- ・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること。
- ・海上の流出油に対する防除措置に関すること。

4.12 福岡管区気象台

○災害予防

- ・台風や大雨、高潮、高波、地震・津波等に関する観測施設を整備すること。
- ・防災気象知識の普及に努めること。
- ・気象、地象（地震にあっては、緊急地震速報）、水象（地震にあっては津波）等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること。

○災害応急対策

- ・気象予警報、土砂災害警報、緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報等を発表伝達すること。
- ・二次災害防止のため、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること。
- ・災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること。

4.13 九州総合通信局

○災害予防

- ・非常通信体制の整備に関すること。
- ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ・災害時における通信機器の貸し出しに関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における電気通信の確保に関すること。
- ・非常通信の統制・管理に関すること。
- ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

4.14 福岡労働局（行橋労働基準監督署）

○災害予防

- ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること。
- ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全意識の普及高揚に関すること。

○災害応急対策

- ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること。
- ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等に関すること。

4.15 九州地方整備局（北九州国道事務所、苅田港湾事務所）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、「行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく適切な緊急対応を実施する。

○災害予防

- ・気象観測通報についての協力に関すること。
- ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- ・災害危険区域の選定または指導に関すること。
- ・防災資機材の備蓄・整備に関すること。
- ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。
- ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。
- ・水防警報等の発表及び伝達に関すること。
- ・港湾施設の整備と防災管理に関すること。

○災害応急対策

- ・洪水予警報の発表及び伝達に関すること。
- ・水防活動の指導に関すること。
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- ・災害広報に関すること。
- ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること。
- ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
- ・海上の流出油に対する防除措置に関すること。
- ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること。
- ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること。

○災害復旧

- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。
- ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること。

5. 自衛隊（陸上自衛隊第四師団・小倉駐屯地）

○災害予防

- ・災害派遣計画の作成に関すること。
- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

○災害応急対策

- ・災害派遣による県、市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援・協力に関すること。

6. 指定公共機関

《実施責任》

指定公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

6.1 九州旅客鉄道株式会社（行橋駅）

○災害予防

- ・鉄道施設の防火管理に関すること。
- ・輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関すること。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資や避難者等の緊急輸送に関すること。
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

○災害復旧

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

6.2 西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

○災害予防

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・津波警報や気象警報の伝達に関すること。
- ・災害時における重要通信に関すること。
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

6.3 日本銀行（北九州支店）

○災害予防・災害応急対策

- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。

6.4 日本赤十字社（福岡県支部）

○災害予防

- ・災害医療体制の整備に関すること。
- ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

6.5 日本放送協会（福岡放送局）

○災害予防

- ・防災知識の普及に関すること。
- ・災害時における放送の確保対策に関すること。

○災害応急対策

- ・気象・地象予警報等の放送周知に関すること。
- ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること。
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・災害時における広報に関すること。

○災害復旧

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

6.6 西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）

○災害予防

- ・管理道路の整備と防災管理に関すること。

○災害応急対策

- ・管理道路の疎通の確保に関すること。

○災害復旧

- ・被災道路の復旧事業の推進に関すること。

6.7 日本通運株式会社（福岡支店）

○災害予防

- ・緊急輸送体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

○災害復旧

- ・復旧資材等の輸送協力に関すること。

6.8 九州電力株式会社（行橋営業所）

○災害予防

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における電力の供給確保に関すること。

○災害復旧

- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

6.9 日本郵便株式会社（行橋郵便局）

○災害応急対策

- ・災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保に関すること。

7. 指定地方公共機関

《実施責任》

指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

7.1 西日本鉄道株式会社、平成筑豊鉄道株式会社

○災害予防

- ・ 鉄道施設の防火管理に関すること。
- ・ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ・ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・ 災害時における鉄道車両等による援護物資や避難者等の緊急輸送に関すること。
- ・ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

○災害復旧

- ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

7.2 福岡県水難救済会

○災害応急対策

- ・ 水難等による人命及び船舶の救助に関すること。

7.3 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社

○災害予防

- ・ 防災知識の普及に関すること。
- ・ 災害時における報道の確保対策に関すること。

○災害応急対策

- ・ 気象・地象予警報等の報道周知に関すること。
- ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・ 災害時における広報に関すること。

○災害復旧

- ・ 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。

7.4 RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送、株式会社クロスエフエム、ラブエフエム国際放送株式会社、東九州コミュニティー放送株式会社

○災害予防

- ・ 防災知識の普及に関すること。
- ・ 災害時における放送の確保対策に関すること。

○災害応急対策

- ・ 気象・地象予警報等の放送周知に関すること。
- ・ 避難所等への受信機の貸与に関すること。

- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・災害時における広報に関すること。

○災害復旧

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

7.5 福岡県医師会（京都医師会）、福岡県看護協会

○災害予防・災害応急対策

- ・災害時における医療救護の活動に関すること。
- ・負傷者に対する医療活動に関すること。

7.6 福岡県歯科医師会（京都歯科医師会）

○災害予防

- ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時の歯科医療救護活動に関すること。

7.7 福岡県薬剤師会

○災害予防・災害応急対策

- ・災害時における医薬品の供給活動に関すること。
- ・災害時の医療救護活動の支援に関すること。

7.8 福岡県トラック協会（行橋分会）

○災害予防

- ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること

○災害応急対策

- ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること。

7.9 福岡県LPガス協会

○災害予防

- ・LPガス施設の整備と防災管理に関すること。
- ・LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時におけるLPガスの供給確保に関すること。

○災害復旧

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

7.10 福岡県社会福祉協議会

- ・ボランティア活動の支援に関すること。
- ・避難行動要支援者への救助及び生活支援活動の協力に関すること。

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

《実施責任》

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災

害時には災害応急措置を実施する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

8.1 農業協同組合

- ・農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
- ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- ・被災農業者に対する融資及びそのあっせんに関すること。
- ・被災農業者に対する生産資材の確保あっせんに関すること。

8.2 漁業協同組合

- ・水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
- ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- ・被災水産業者に対する融資及びそのあっせんに関すること。
- ・被災水産業者に対する生産資材の確保あっせんに関すること。

8.3 行橋商工会議所

- ・災害知識の普及・啓発に関すること。
- ・商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及びあっせん等に関すること。
- ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力・あっせんに関すること。
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること。
- ・災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関すること。

8.4 京都森林組合

- ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- ・農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
- ・被災農林業者に対する融資及びそのあっせんに関すること。
- ・被災農林業者に対する生産資材の確保あっせんに関すること。

8.5 行橋市管工事協同組合・行橋市上・下水道工事業協力会(水工会)

- ・水道管施設の復旧についての協力に関すること。
- ・管工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力に関すること。

8.6 高圧ガス、危険物関係施設の管理者

- ・災害時における危険物等の保安処置及び燃料の供給に関すること。
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

8.7 生活協同組合、各種社会福祉団体、区長会・老人クラブ連合会・婦人会の団体、行政区等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの

- ・市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力に関すること。

8.8 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護に関すること。
- ・災害時における負傷者等の医療・助産救助に関すること。

8.9 学校法人等

- ・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
- ・被災時における教育対策に関すること。

8.10 行橋市社会福祉協議会

- ・ボランティア活動の支援に関すること。
- ・避難行動要支援者への救助及び生活支援活動への協力に関すること。

第 2 節 住民及び企業等の基本的責務

災害対策基本法第 7 条第 3 項には、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。」と定められている。したがって、市民は、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」との観点に立って、防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等、日頃から自主的に災害に備えるものとする。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、避難についての協力、応急措置への協力等の地域支援活動（共助）に努め、行政機関が行う防災活動（公助）と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を平常時から認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。